

入札契約に関する共通事項（一般競争入札事後審査方式）

個々の発注情報に定める入札参加資格等のほかに、次のとおり入札契約に必要な共通事項を定める。

1 入札参加資格

入札参加者は、入札に参加しようとする日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）契約規程（協会HPの定款・規程。以下同じ。）第3条第1項に掲げる者（同条第5項により準用される場合を含む。）又は同条第6項に掲げる者でないこと
- (2) 協会契約規程第3条第2項に定める決定を受けた者でないこと
- (3) その他、発注情報（協会HPの契約情報。以下同じ。）の契約ごとの入札参加資格に定める資格

2 設計図書の交付等

(1) 設計図書の交付

設計図書の交付方法、時期については契約ごとに定める

(2) 設計図書に関する質問及び回答

ア 質問の締切日時及び方法

別途指定がある場合を除き発注情報に記載の期限までに、質問書を所定の様式により担当部署に電子メールで送信すること。

イ 質問に対する回答

別途指定がある場合を除き発注情報に記載の期限までに、事業者からの質問回答を発注情報に公表することで行う。回答内容は、仕様書等を含む設計図書に関する内容であるため、必ず確認すること。なお、質問回答書は、契約書の一部になるため、注意すること。

3 入札方法等

(1) 入札及び開札予定日時については、契約ごとに定める。

(2) 入札参加者は、定められた入札日時に入札書を持参し提出すること。また、郵便による入札の場合は、事前に協会に郵便による入札を行う旨、電話で連絡すること。郵便については、入札日時までに、2027年国際園芸博覧会協会事務所（〒231-0013 神奈川県横浜市中区住吉町1丁目13番地 松村ビル本館）に到着するよう書留郵便により郵送しなければならない。

(3) 落札決定にあたっては、別途指定がある場合を除き入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

(4) 入札の回数は1回とする。

4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 協会契約規程第17条の規定に該当する入札
- (2) 1に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 共同企業体による入札の場合に、共同企業体届出書の提出をしない者が行った入札
- (4) 共同企業体と当該共同企業体のいずれかの構成員が同一の案件において入札を行った場合における、当該共同企業体が行った入札及び当該構成員が行った入札
- (5) 共同企業体と当該共同企業体のいずれかの構成員を構成員とする他の共同企業体が同一の案件において入札を行った場合、これらの共同企業体が行った入札
- (6) 中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が同一の案件において入札を行った場合における、当該中小企業等協同組合が行った入札及び当該組合員が行った入札
- (7) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が加入する他の中小企業等協同組合が同一の案件において入札を行った場合、これらの中小企業等協同組合が行った入札

5 入札参加資格の確認及び落札の決定

開札後、次の手続により入札参加資格の確認及び落札の決定を行う。

- (1) 開札後、契約ごとに定める予定価格以下の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。なお、最低の価格をもって入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。
- (2) 協会は、落札決定を保留した後、落札候補者が1に定める入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
- (3) 前号の規定により確認を行った者の取扱いは、次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とする。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、(1)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (4) (1)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、別途指定のある場合を除き、契約ごとに定める提出書類等を、開札日((3)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)の翌営業日の午後5時までに電子メール(送信先は発注情報に記載の担当アドレス宛)により提出し、また、確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとしてその入札を無効とし、(3)イの手続により落札者を決定する。
- (5) (3)イ又は(4)第2文の手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (6) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が協会契約規程第3条第1項に該当した場合は、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金はこれを免除する。
- (2) 契約保証金の有無については契約ごとに定める。

7 契約金の支払方法

- (1) 部分払の有無及び回数は、契約ごとに定める。
- (2) 複数年度に渡る場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、履行済部分に応じて行う。

8 その他

- (1) 入札を執行し、落札者が決定したときは、協会の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成は落札者が行うものとし、当該契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (2) 協会が必要と認めるときは入札を延期(入札期間の延長を含む。)し、中止し、又は取り消すことがある。
- (3) (2)の場合及び協会の都合により開札日時を変更する場合、発注情報において公表することとする。
- (4) その他、この公告に規定のない事項については、協会契約規程に定めるところによるものとする。